

「小金井市地域福祉計画」

骨子案

平成 23 年 9 月

小 金 井 市

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは？	1
2 計画策定の目的と背景	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	4
1 統計からみる現状.....	4
2 アンケート調査からみる現状.....	7
3 前計画の主な進捗状況について	16
4 小金井市の地域福祉をめぐる主な課題	18
第3章 計画の理念と目標	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	21
第4章 施策の展開(案)	22
1 地域における多様な交流や活動の推進	22
2 総合的な地域福祉の推進.....	22
3 生活困窮者等への自立支援の充実.....	23

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは？

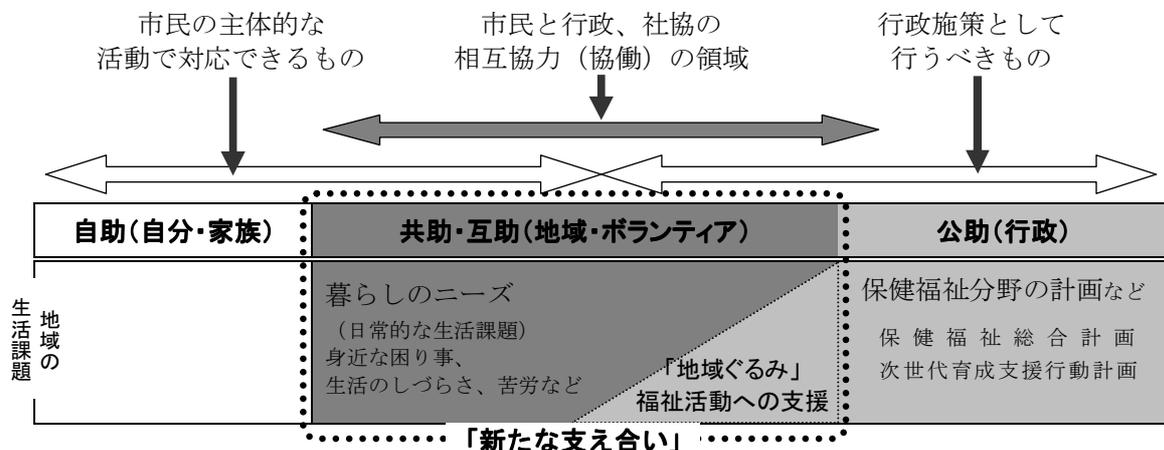
私たちが暮らしている地域は、ますます少子高齢化が進行しています。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援、障害のある人への支援をはじめ、さまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度にもとづく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな担い手として活躍することが期待されています。

しかし、福祉サービスのような支援を必要としているのはある特別な人たちだけではなく、地域に暮らす誰もが日ごろの生活のさまざまな場面で、何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合があります。

いま、人口構造の変化や一人ひとりの生活様式の多様化などが、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与え、福祉的ニーズがますます増加し、多様化・複雑化しつつあります。こうした増大するニーズに対し、まずは個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し（共助・互助）、地域で解決できない問題は行政が解決する（公助）、このような「自助」「共助・互助」「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが求められています。

地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしつつ、地域でともに暮らす人たちが互いに“支え合い”“助け合い”“協力する”、この「自助」「共助・互助」「公助」のもと、よりよい方策を見出していこうとする考え方が「地域福祉」なのです。

■ 「自助」「共助・互助」「公助」と地域福祉の関係図



2 計画策定の目的と背景

本市では、平成17年3月に「安心してらせる生きがいのあるまち」を基本理念とする「小金井市地域福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、さまざまな施策や事業を展開してきました。しかしながら、計画策定以降、少子高齢化や核家族化は一層進行し、ひとり暮らし世帯の増加がみられるとともに、人々の価値観、生活習慣の多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化がみられるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は変化し、地域福祉における課題等が明らかになってきました。

また、平成19年8月に、厚生労働省社会・援護局から「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（平成19年8月10日社援発第0810001号）が通知され、地域福祉の取り組むべき課題として、要援護者の支援のあり方について、市町村地域福祉計画に盛り込むことが示されています。

さらに、平成19年10月に、厚生労働省社会・援護局が設置した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」は、平成20年3月に、「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」と題する報告書をまとめました。この中で、地域福祉を推進するためには、住民主体を確保する条件があること、地域の生活課題の発見のための方策があることなどが必要であるとしています。

平成17年の前計画策定から7年が経過し、この間の社会状況や地域福祉を取り巻く環境の変化あるいは施策・事業の執行段階で明らかとなった課題への対応とともに、福祉の各分野における諸施策、事業との整合を図る必要性が生じています。

そこで、新たな法制度の見直し等の動向を踏まえるとともに、これまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々による助け合いや支え合い、市民・地域・行政等の協働による取り組みなど、地域福祉を推進するための方向性を示すため、今回「小金井市保健福祉総合計画」の一分野として新たに地域福祉計画を策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」であり、規定されている 3 つの事項を一体的に定める計画です。

本計画は、本市の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な指針として、総合計画である「小金井しあわせプラン」（第 4 次基本構想・前期基本計画）を上位計画とし、「小金井市保健福祉総合計画」の分野別計画として位置づけられています。

さらに、策定にあたっては、国の指針や都の計画、本市の各種個別計画や関連する他の計画との整合を図るものです。

社会福祉法（抄）

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 計画の期間

本計画は、平成 24 年度を初年度、平成 28 年度を目標年度とする 5 か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。また、今後の社会情勢の変化に応じ、必要な見直し等について柔軟に対応していきます。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計からみる現状

1) 町会・自治会の状況

本市の町会・自治会数については、近年ほぼ横ばいで推移しており、平成23年8月末現在で75箇所となっています。また、町会・自治会加入世帯数については平成21年度まで減少し、以後増加していますが、町会・自治会加入率は年々やや減少している状況です。

■町会・自治会の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町会・自治会数(箇所)	73	75	74	75	75
町会・自治会加入世帯数(世帯)	24,704	24,679	24,546	25,122	25,834
町会・自治会加入率(%)	45.36	44.86	44.37	44.87	44.35

資料：広報秘書課調（各年度末現在、平成23年度は8月末現在）

2) ボランティア・NPO活動の状況

ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体数は、平成18年度までは88団体でしたが、平成19年度には147団体と大幅に増加しています。また、ボランティア活動の参加者数については、平成19年度をピークに減少し、平成20年以降は、ほぼ横ばいの状況です。

■ボランティア活動の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録団体数(団体)	88	147	136	137	133
参加者数(人)	10,301	10,333	7,514	7,979	7,919

資料：小金井ボランティア・市民活動センター調（各年度末現在）

NPO法人数の推移をみると、近年増加しており、平成22年度では61団体と5年前よりも10団体増加しています。

■NPO活動の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
NPO法人数(団体)	51	56	58	59	61

資料：コミュニティ文化課調（各年度末現在）

3) 生活保護の状況

被保護世帯数については、平成19年度以降年々増加し、平成22年度には1,000世帯を超え、平成23年8月末現在で1,133世帯となっています。また、被保護人員数についても、平成19年度以降年々増加し、平成23年8月末現在で1,362人となっています。

■生活保護の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
被保護世帯数(世帯)	777	811	871	1,025	1,133
被保護人員数(人)	977	1,023	1,105	1,258	1,362

資料：地域福祉課調（各年度末現在、平成23年度は8月末現在）

4) 災害時要援護者の状況

平成21年度より災害時要援護者避難支援制度が開始され、初年度は登録者が4,626人でしたが、平成22年度になるとやや減少し、4,360人となっています。

■災害時要援護者避難支援制度の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数(人)				4,626	4,360

資料：地域福祉課調（各年度末現在）

5) 地域福祉事業の状況

成年後見制度の受付件数については、平成 19 年度から 21 年度にかけて増加しましたが、平成 22 年度では 231 件と減少しています。また、成年後見制度に関する市民啓発講座参加者数については、平成 19 年度で 100 人を超えて大幅に増加しましたが、その後減少し、平成 22 年度で 51 人となっています。

■成年後見制度の状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受付件数(件)	96	54	132	395	231
市民啓発講座参加者数(人)	35	136	76	89	51

資料：地域福祉課調（各年度末現在）

平成 21 年度より、小金井市、三鷹市、武蔵野市と当該 3 市社会福祉協議会及びブルーテル学院大学と協働し、「地域福祉ファシリテーター養成講座」を開催しています。初年度は 8 回の開催で 12 人が受講しました。

■地域福祉ファシリテーター養成講座の状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
講座開催回数(回)			8	10	10
受講者数(人)			12	14	11

資料：地域福祉課調（各年度末現在、平成 23 年は 8 月末現在）

福祉サービス苦情調整委員制度の相談件数については、平成 20 年度以降やや減少し、平成 22 年度で 24 件となっています。

■福祉サービス苦情調整委員制度の状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談件数(件)	31	27	34	29	24

資料：地域福祉課調（各年度末現在）

2 アンケート調査からみる現状

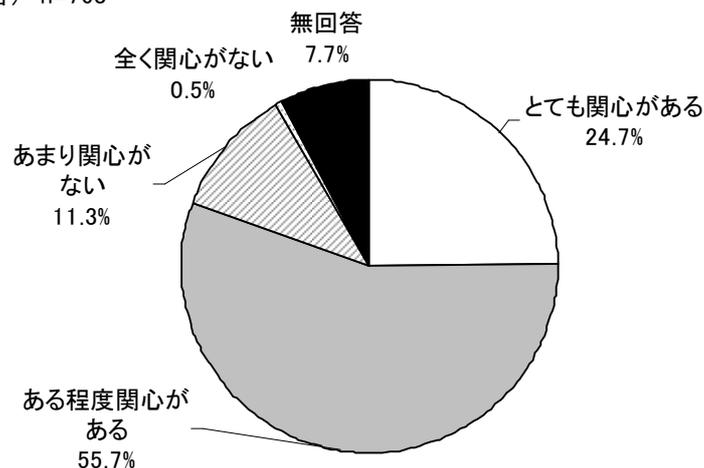
本計画の策定にあたり、市民の福祉に対する意識や、地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しました(20歳以上の男女2,000名、有効回答率38.4%)。

1) 福祉について

「福祉」への関心については、『関心がある』(「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)人は8割を超えています。そのうち、特に関心のある福祉分野については、「高齢者福祉」が最も高く、次いで「児童福祉」となっています。「地域福祉」は約4割となっている状況です。

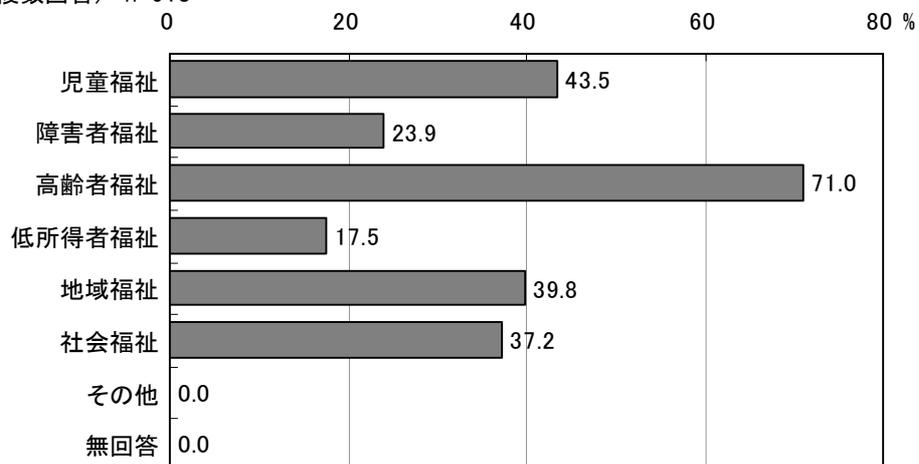
■「福祉」への関心

(単数回答) n=768



■関心がある福祉分野

(複数回答) n=618



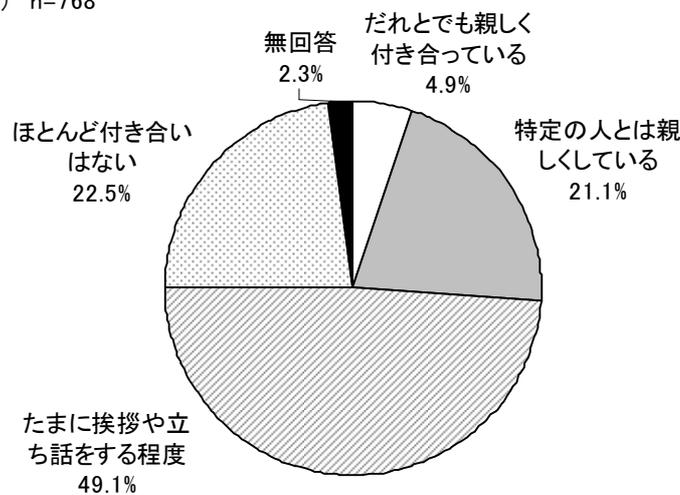
2) 近所付き合いについて

ふだんの近所付き合いについては、「たまに挨拶や立ち話をする程度」がほぼ半数を占め最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」となっています。また、年代別にみると、20歳代や30歳代では「ほとんど付き合いはない」が約4割となっています。また、50歳代以上では「だれとでも親しく付き合っている」や「特定の人とは親しくしている」が年代とともに上昇しています。

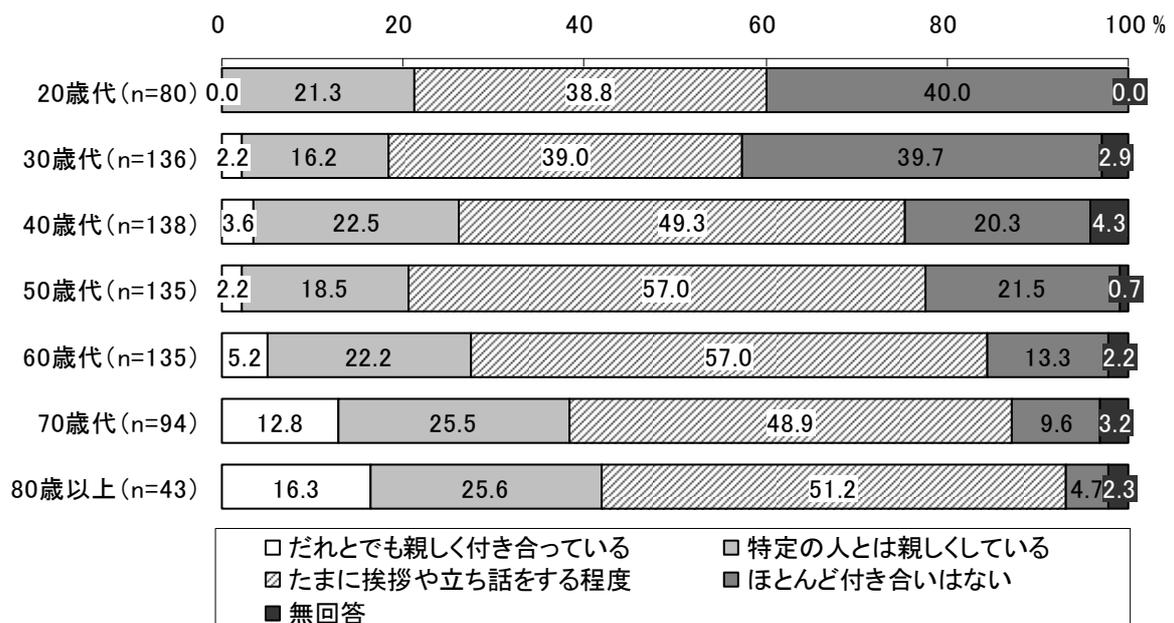
年代が高まるほど、付き合いの程度が深まる傾向がうかがえます。

■近所付き合いについて

(単数回答) n=768



■近所付き合いについて×年代別

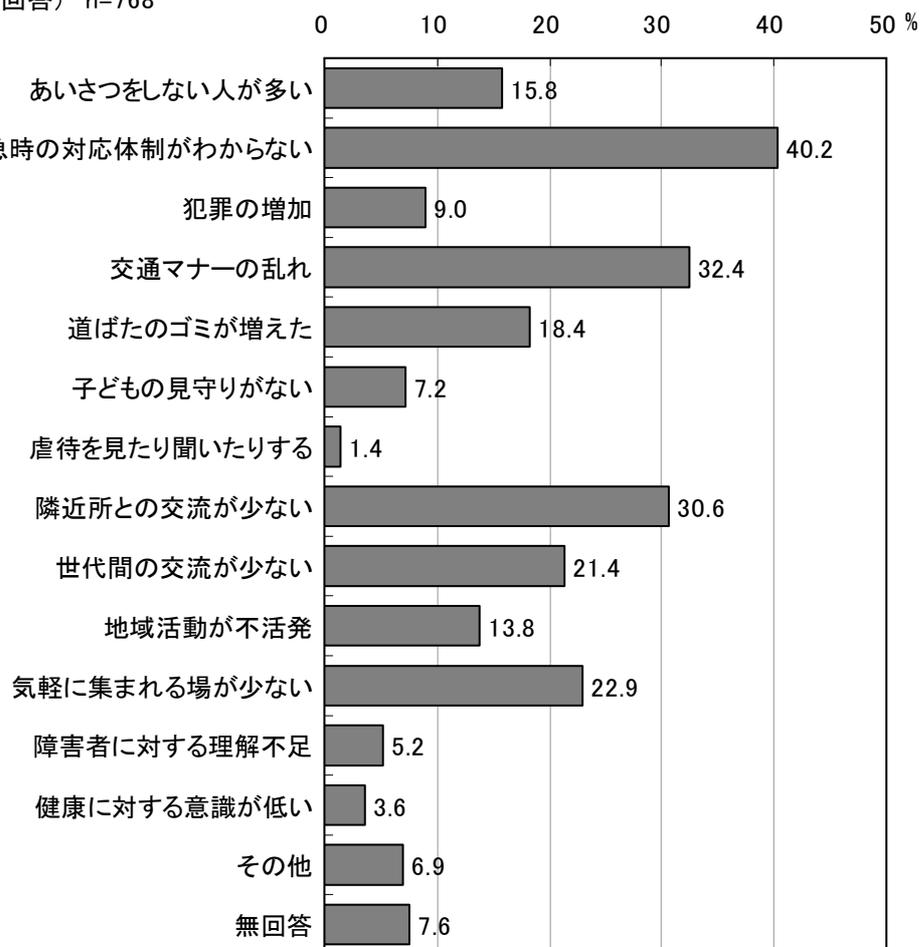


3) 地域の中での問題点や不足点について

地域の中での問題点や不足点については、「緊急時の対応体制がわからない」が約4割で最も高く、次いで「交通マナーの乱れ」や「隣近所との交流が少ない」、「気軽に集まれる場が少ない」となっています。

■地域の中での問題点や不足点について

(複数回答) n=768



4) 防災に対する取り組みや緊急時の対応について

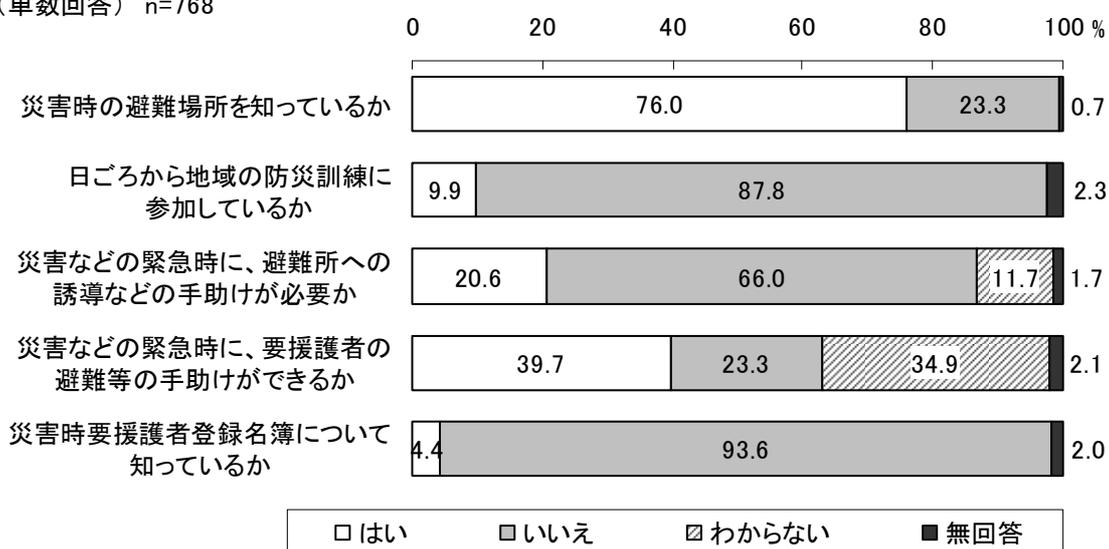
防災に対する取り組みや緊急時の対応については、災害時の避難場所を知っている人は8割弱となっているものの、日ごろから地域の防災訓練に参加している人は1割程度にとどまっています。

また、災害時などの緊急時に手助けが必要な人は約2割となっている一方で、要援護者を手助けできる人は約4割、また、3割強の人が手助けできるかどうか分からないという認識を示しています。

災害時要援護者登録名簿を知っている人は1割に満たない結果となっています。

■防災に対する取り組みや緊急時の対応について

(単数回答) n=768



※「災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要か」「災害などの緊急時に、要援護者の避難等の手助けができるか」の設問のみ「わからない」という選択肢が入っている。

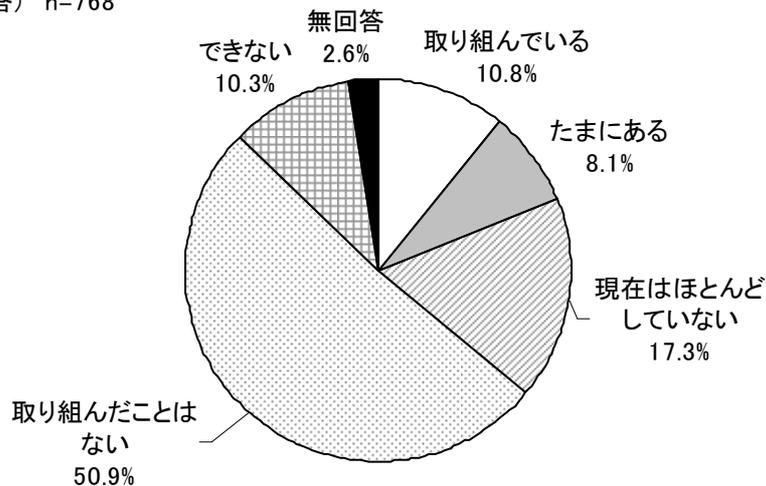
5) 地域活動・ボランティア活動について

地域活動やボランティア活動の取り組み状況については、現在「取り組んでいる」人は1割程度となっており、「取り組んだことはない」は約5割となっています。

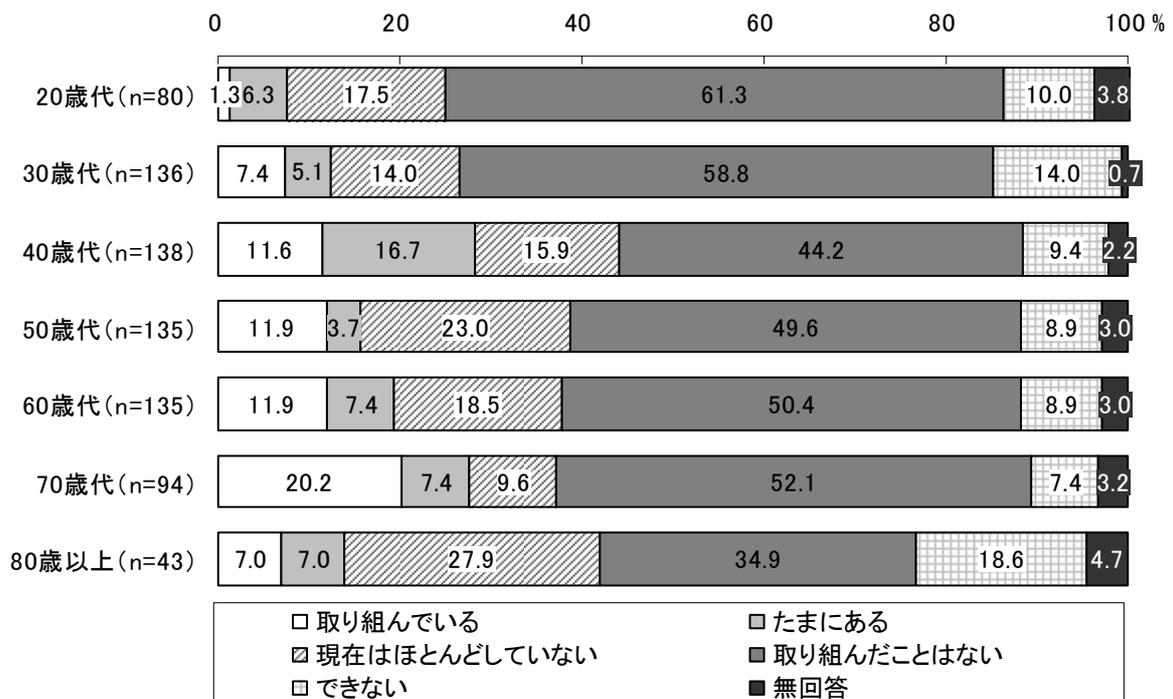
年代別では、70歳代までは「取り組んでいる」が年代とともに上昇しているものの、すべての年代で「取り組んだことはない」が最も高くなっています。

■地域活動やボランティア活動の取り組み状況

(単数回答) n=768



■地域活動やボランティア活動の取り組み状況×年代別

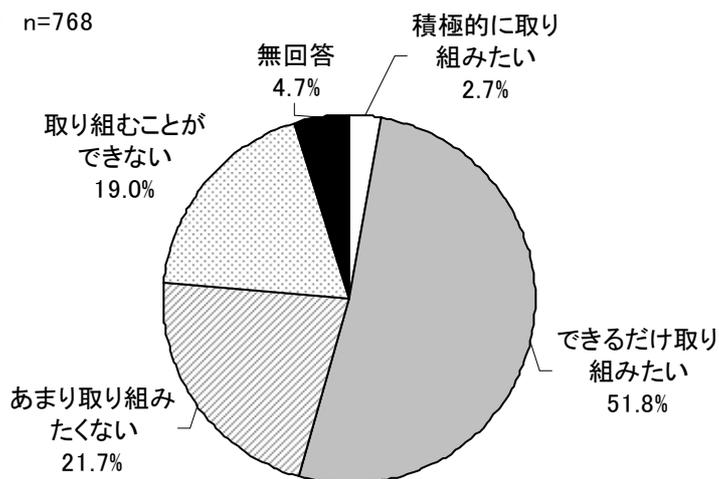


今後、地域活動やボランティア活動をしたいと思うかについては、「積極的に取り組みたい」と「できるだけ取り組みたい」を合わせた『取り組みたい』が半数を超えています。

また、活動・参加の条件については、「身近なところで活動できる」が6割強と最も高く、次いで「気軽に参加できる」や「活動時間や曜日が自由」となっており、身近な場所で気軽に自由に参加できることが重要視されていることがうかがえます。

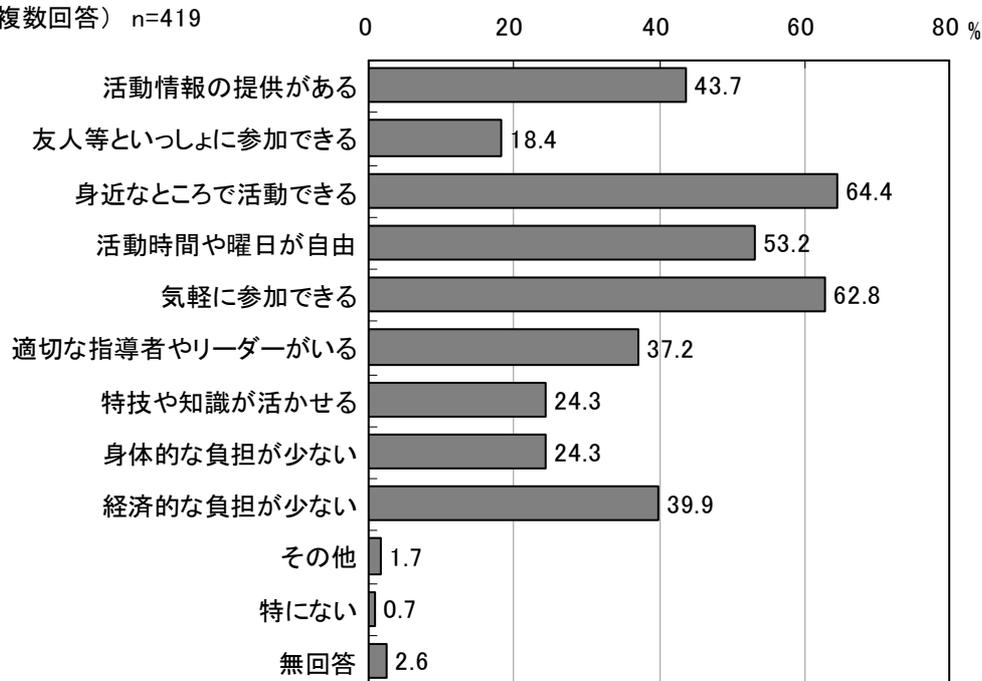
■今後の地域活動やボランティア活動への意向

(単数回答) n=768



■活動・参加の条件について

(複数回答) n=419

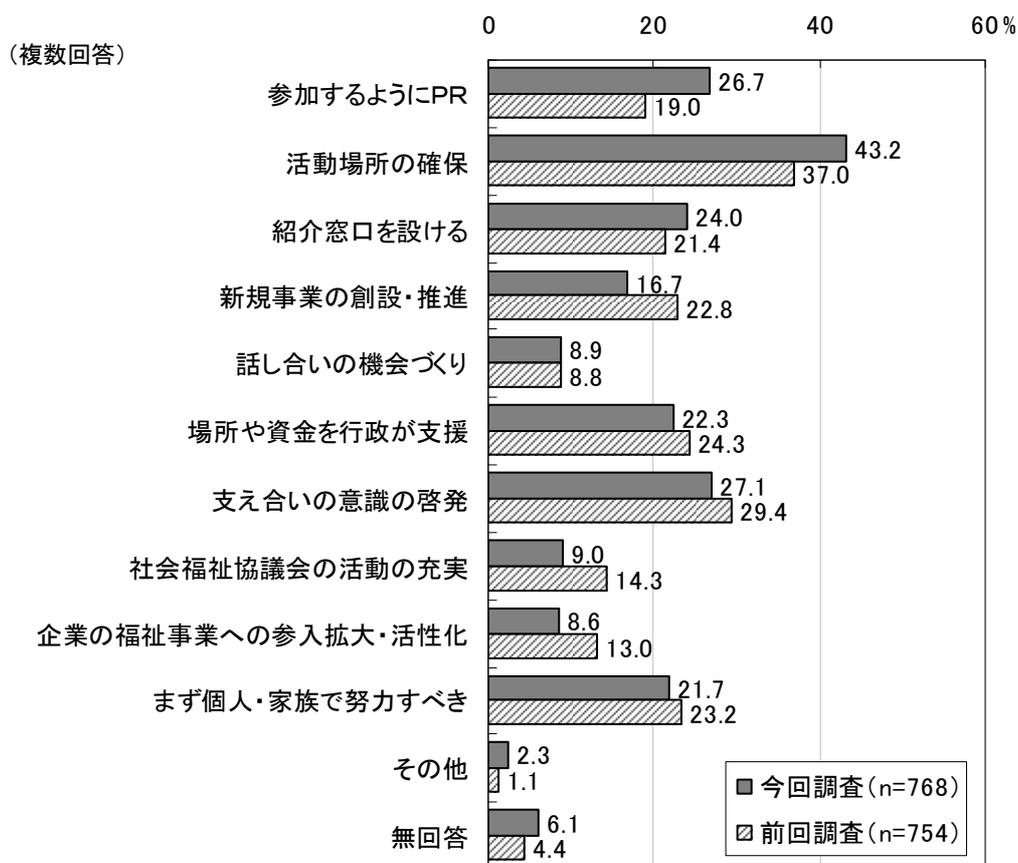


6) 地域の支え合いの仕組みづくりで特に必要なこと

地域の支え合いの仕組みづくりで特に必要だと思うことについては、「活動場所の確保」が4割強と最も高く、次いで「支え合いの意識の啓発」や「参加するようにPR」が3割弱となっています。

前回調査と比較すると、「参加するようにPR」や「活動場所の確保」は今回調査で上昇しているのに対し、「新規事業の創設・推進」や「社会福祉協議会の活動の充実」は減少しています。

■地域の支え合いの仕組みづくりで特に必要なこと



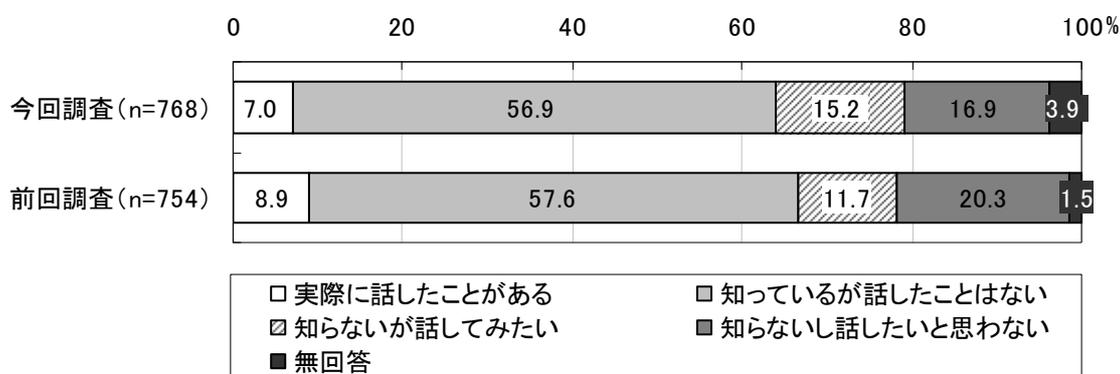
7) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会等について

民生委員・児童委員の認知状況については、「知っているが話したことはない」が半数を超えて最も高く、次いで「知らないし話したいと思わない」が2割弱となっています。前回調査とほぼ変わらない結果となっています

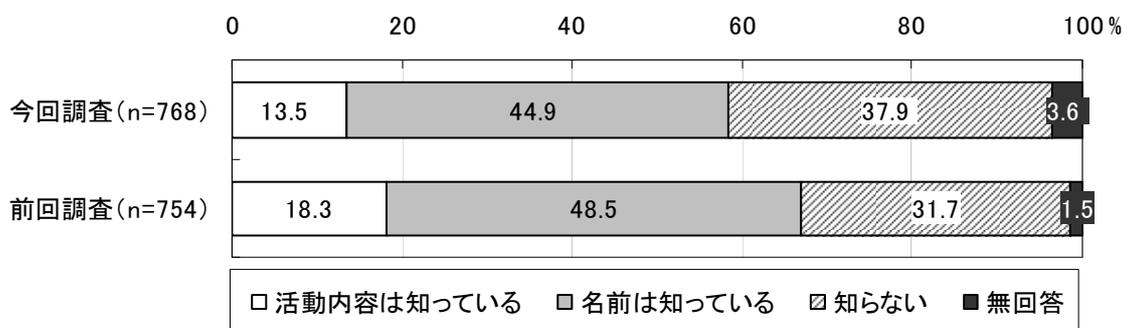
社会福祉協議会の認知状況については、「名前は知っている」が4割強と最も高く、次いで「知らない」が4割弱となっています。前回調査よりも認知度は低くなっています。

福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）の認知状況については、「知らない」が7割を超えて最も高くなっています。

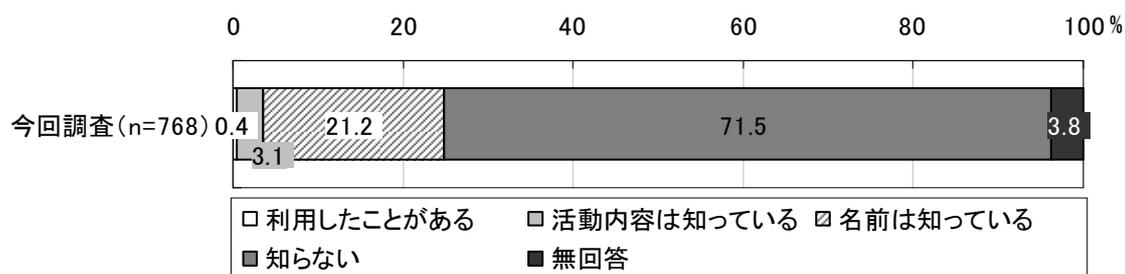
■民生委員・児童委員の認知状況



■社会福祉協議会の認知状況



■福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）の認知状況



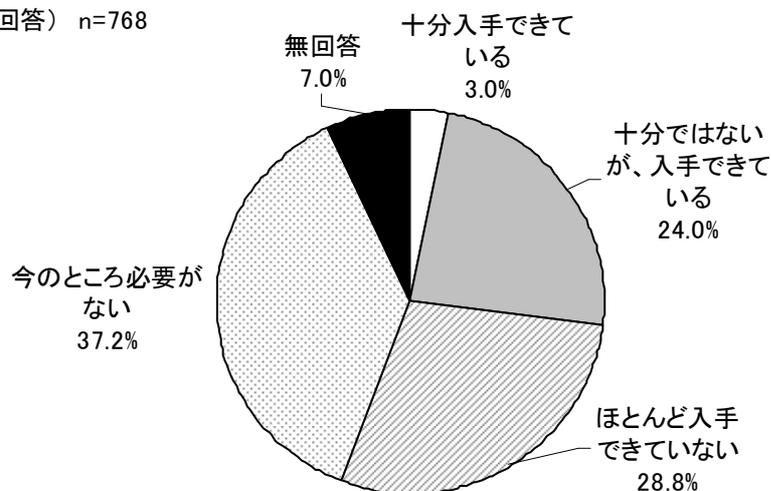
8) 福祉サービスの情報入手状況について

必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについては、「今のところ必要がない」が4割弱と最も高く、次いで「ほとんど入手できていない」が約3割、「十分ではないが、入手できている」が2割強となっています。

また、少しでも入手している人の主な情報入手先については、「市役所の窓口や広報紙」が6割を超えて顕著に高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」や「インターネット」がそれぞれ約3割となっています。

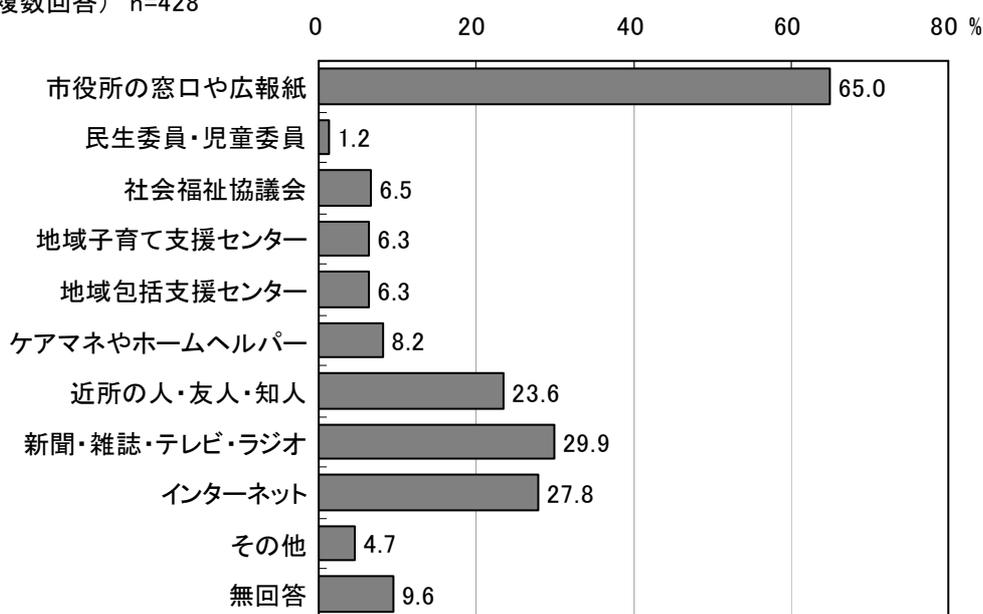
■福祉サービスの情報入手状況について

(単数回答) n=768



■福祉サービスの情報入手先について

(複数回答) n=428



3 前計画の主な進捗状況について

平成 17 年 3 月に策定された前計画の主な進捗状況等については、以下の通りとなっております。

●地域福祉を担う人づくりについて

- ・平成 21 年度から、小金井市、三鷹市、武蔵野市、当該 3 市社会福祉協議会及びルーテル学院大学と協働し、地域福祉ファシリテーター（地域における福祉活動を推進する担い手）を養成する講座を開催しています。
- ・小学 4 年生以上を対象とした夏の体験ボランティアや、一般向けの各種ボランティア養成講座を実施していますが、参加者は増加傾向にあります。

●地域福祉のネットワークづくりについて

- ・平成 21 年度より、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症という病気に対する正しい知識の普及・啓発を推進しています。
- ・平成 22 年 7 月に「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、関係機関への周知と虐待防止・早期発見への協力を依頼しました。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対して、ボランティアの友愛活動員が週 1 回、訪問か電話にて話し相手となり、孤独感の解消や見守りを行っています。

●相談支援や権利擁護について

- ・民生委員・児童委員活動を支援していますが、災害時要援護者支援の実施もあり対象者が増加しているため、民生委員・児童委員の負担が増加しています。
- ・成年後見制度は制度施行後 10 年が経過していますが、さらなる制度の普及に向け、市民啓発講座を開催しています。
- ・福祉サービス第三者評価の受審を事業者に対して働きかけていますが、ここ数年受審者の固定化が見られています。
- ・福祉サービス苦情調整委員制度については、認知度が依然低い状況が続いており、制度の周知・啓発が求められています。また、相談内容としては、生活保護受給関連の苦情・相談が急増しています。

●安全・安心なまちづくりについて

- ・平成 21 年度より、災害時要援護者避難支援制度を開始し、制度の周知徹底や P R 等により要援護者の登録促進を図っています。
- ・市民防犯講習会を開催し、町会・自治会・P T A・警察署・防犯協会等による防犯意識の

共有に努めています。

- ・子どもを見守る家「カンガルーのポケット」の登録促進に向けたPR等の充実により、登録件数は増加傾向にあり、平成22年度で1,229件となっています。
- ・青色回転灯を装備した庁用車両16台によるCOCOパトロール隊を結成し、地域の見守りパトロールを実施しています。

●移動手段について

- ・コミュニティバスが市内5ルートで運行しており、交通不便地域の解消については一定の成果が見られています。しかし、乗車定員が少なく、乗り残しとなるケースも発生しているなどの課題も抱えています。
- ・市内の車いす用タクシーを運行する事業者に補助金を交付し、車いす生活者や寝たきり生活者等の外出を支援しています。

●バリアフリー・ユニバーサルデザインについて

- ・平成20年4月に福祉マップの見直しを図り、公共施設を中心としたバリアフリー設備や駅前詳細図、交通機関等の情報を充実させました。

●生活困窮者対策について

- ・生活困窮者対策については、生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、各種手当制度の実施と制度の周知を図っています。
- ・平成20年8月より、一定所得以下の方を対象に、生活や就職に関する相談、職業訓練、生活資金の貸し付けなど、生活安定や正規雇用に向けたきめ細かい支援を行う窓口を設置しています。
- ・平成21年10月より、就労能力等があるものの、住宅を喪失している離職者などに対して、住宅手当を支給し、住宅や就労機会の確保に向けた支援を図っています。

4 小金井市の地域福祉をめぐる主な課題

小金井市の統計データやアンケート調査、前計画の進捗状況などを踏まえ、地域福祉の観点から主な課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

1) 地域でのふれあい・支え合いのさらなる必要性

●地域福祉を担う人づくりについて

- ・アンケート調査では、「福祉」に関心を持っている人は8割を超えているものの、福祉の中で特に「地域福祉」に関心を持っている人は4割程度となっており、地域福祉の関心を高めるための周知・啓発が求められています。
- ・各種ボランティア養成講座の参加者は増加傾向にあり、ボランティア活動に対する関心は少しずつ高まっているため、さらなる内容の充実等が求められています。

●地域での支え合い活動について

- ・地域ぐるみの福祉活動の基盤となる自治会活動では、加入率が年々減少しており、今後さらに自治会の必要性についての啓発や加入促進などを図る必要があります。
- ・アンケート調査では、地域活動やボランティア活動への取り組み状況は低いものの、身近な場所や気軽に参加できることなど、条件次第によって取り組む意向は高いため、活動に参加しやすい仕組みづくりが求められています。
- ・アンケート調査では、近所付き合いがほとんどない人が2割以上見られており、特に若い世代で高まっています。誰もが地域で気軽にふれあえるための場づくりなどが求められています。
- ・アンケート調査では、地域での支え合いの仕組みづくりで必要なこととして、活動場所の確保や意識の啓発、活動参加へのPRなどの割合が特に高くなっており、今後はさらに活動団体と参加者双方への対応が求められています。

2) 地域福祉を推進するさらなる環境づくり

●福祉サービスについて

- ・相談支援の対象者の増加により、民生委員・児童委員の負担が増加しているため、今後はボランティア等も活用した高齢者等の見守り体制のさらなる充実が求められています。
- ・権利擁護のサービスとしては、成年後見制度や福祉サービス苦情調整委員制度などがありますが、いずれも認知度が依然として低い状況にあります。今後さらに制度の周知・啓発や効果的なPRなどが必要です。

- ・地域福祉の推進役である社会福祉協議会の認知度が低くなっており、今後さらに活動内容の周知を図ることが必要です。

●安全・安心なまちづくりについて

- ・東日本大震災をきっかけにして、あらためて地域の防災対策の重要性が認識されているものの、防災訓練の参加率が低いなどの結果がアンケート調査からうかがえるため、さらなる防災意識の啓発と活動の促進が必要です。
- ・アンケート調査では、地域の中での問題点・不足点については緊急時の対応体制がわからないことや交通マナーの乱れなどが高くなっており、安全・安心のまちづくりが求められています。
- ・地域ぐるみの防犯活動の充実により、アンケート調査では、地域の中での問題点・不足点として「犯罪の増加」を挙げる割合が低くなっています。引き続き防犯活動の充実が重要です。
- ・災害時要援護者避難支援制度の登録者がやや減少しているとともに、認知度が低いことから、今後さらに制度の周知・啓発と登録促進を図る必要があります。

●バリアフリー・ユニバーサルデザイン、移動手段について

- ・福祉会館等の老朽化した公共施設については、利用者の安全・安心の確保のため、耐震化等の対策が急務となっています。
- ・福祉マップ等については、定期的な見直しを行い、最新の情報を提供することが重要です。
- ・今後のさらなる高齢化を見据え、コミュニティバスの利便性の向上に努める必要があります。

3) 生活困窮者へのさらなる支援の必要性

●生活困窮者対策について

- ・被保護世帯数及び被保護人員数が近年急増しているため、生活保護制度の適正な実施や各種手当の充実を図ることが必要です。
- ・生活困窮者に対しては、生活の保障を支援する一方で、自立に向けて心身ともにサポートを図ることが必要です。

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

本市では、平成 23 年 3 月に策定された総合計画である「小金井しあわせプラン」（第 4 次基本構想・前期基本計画）において、将来像を「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」と定め、まちづくりを進めています。

また、将来像を実現するための施策の大綱では、福祉と健康分野において「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」を掲げています。

本計画では、市の最上位計画である総合計画との整合性を図る観点から、総合計画の福祉・健康分野の施策の大綱を基本理念として掲げ、市民とともに地域ぐるみの福祉を推進します。

さらに、前計画で掲げていた 4 つの理念については、本計画においても継承することとします。

(案)

誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

●人間性の尊重

人は、すべて生まれながらにして尊厳ある存在であり、その人権が最大限に尊重されるとともに、また、障害のある人も、高齢者も子どももみんなが地域社会を支えている大事な一員であるというノーマライゼーションの理念を定着させます。

●自主・自立の確保

すべての市民が、自主的な自己の意志に基づき、その能力に応じた自立的な生活が保持されるとともに、自己実現を図ることによって、有意義な生涯を送れるよう努めます。

●参加・連帯と共生

公私が協働するとともに、市民がお互いにそれぞれの生活や考え方を大切にしながら、主体的に社会参加し、連帯と支え合いのもとにともに生きる地域社会を形成します。

●生活の質の向上

すべての市民が、平和のもとに健康で、安心感や豊かさ、生きがいやゆとりを感じとれるような「生活の質」の維持・向上を図ります。

2 基本目標

1) 地域における多様な交流や活動の推進

人と人とのふれあいや支え合いを大切にする地域づくりをめざすため、交流の機会や活動の拠点となる場の充実を図るとともに、さまざまな地域福祉活動を支援します。

また、誰もが地域福祉の担い手として活躍できる地域づくりをめざすため、福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動の中心を担うリーダーの育成などを図ります。

2) 総合的な地域福祉の推進

誰もが安心して住みなれた地域で暮らせるよう、さまざまな福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援の充実や権利擁護の推進、情報提供体制の充実などを図ります。

また、安全・安心なまちづくりの推進を図るため、防犯体制や災害時・緊急時の支援の充実を図るとともに、バリアフリーの促進や交通環境の向上に努めます。

3) 生活困窮者等への自立支援の充実

生活困窮者に対して、生活保護制度に基づく支援をはじめ、就労などの自立支援の充実を図り、福祉の向上を図ります。

また、低所得者や福祉施策などつながりを持っていない人に対しては、各種手当の充実等により支援を図ります。

第4章 施策の展開(案)

1 地域における多様な交流や活動の推進

■施策例（前計画より抜粋）

地域福祉の担い手の育成	保健福祉教育の推進
	市民に対する啓発活動の推進
	地域福祉ファシリテーター養成講座事業
多様な交流の推進	多様な交流の場づくり
	老人クラブ（悠友クラブ）と小学生との交流の推進
	都市公園、児童遊園等遊び場の確保・充実
各種地域福祉活動の推進	ボランティア活動の推進
	民生委員・児童委員活動の支援
	友愛活動員の派遣
	地域福祉推進事業

2 総合的な地域福祉の推進

■施策例（前計画より抜粋）

福祉サービスを担う 人材の確保	人材の確保
	人材養成機関との連携
権利擁護の推進	成年後見制度の周知
	福祉サービス総合支援体制の整備
	福祉サービス苦情調整委員制度の周知
	福祉サービス第三者評価システムの普及
相談・情報提供体制の充実	総合相談窓口の整備
	福祉マップの見直し
移動手段の充実	C o C oバスの運行事業
	移送サービスの支援事業

安全・安心なまちづくりの推進	災害時の要援護者支援
	子どもを見守る家「カンガルーのポケット」制度の充実
	防犯ネットワーク
	防犯灯の設置・安全パトロールの実施
	街路灯の設置及び補修
バリアフリーの推進	公共的建築物等の安全・安心な環境整備

3 生活困窮者等への自立支援の充実

■施策例（前計画より抜粋）

暮らしへの支援の充実	各種手当制度の周知
	住宅手当緊急特別措置事業の実施
生活保障の推進	生活保護制度の適正な実施
	生活安定化総合対策事業の実施

※3つの柱（地域における多様な交流や活動の推進、総合的な地域福祉の推進、生活困窮者等への自立支援の充実）については、今後変更する可能性があります。

※施策例については、参照していただくため、前計画より当てはまる箇所を抜粋しています。

※体系案及び施策内容については、次回会議にてご報告します。